

【公表】

整理番号	6
契約番号	31農振財契第105号
件名	2tトラックの購入
納入場所	公益財団法人東京都農林水産振興財団青梅庁舎 青梅畜産センター (東京都青梅市新町6-7-1)
概要	2tトラック 1台 <ul style="list-style-type: none"> <li>・乗車定員 3名</li> <li>・エンジン:ディーゼル</li> <li>・駆動方式:オートマチック車</li> <li>・車両全長:4,690mm以上</li> <li>・車両全幅:1,695mm以上</li> <li>・車両全高:1,955mm以上</li> <li>・荷台内寸法:長さ3,115mm以上、幅1,615mm以上、380mm以上</li> <li>・最大積載量:2,000Kg以下</li> </ul> (詳細は別紙仕様書のとおり)
納入期限	令和元年(2019年)11月29日(金)
入札方式	希望制指名競争入札
希望申出要件	①又は②のいずれかの要件を満たす者で、本件仕様に対応可能な者 ①東京都における平成31・32年度物品買入れ等競争入札参加有資格者で、いずれかの営業種目に格付けされている者であること(営業種目は問わない) ②当財団又は官公庁等において同様の業務について契約実績を有する者
格付	問わない
現場説明会	実施しない
入札予定日時	令和元年5月28日(火) 午後2時00分
入札予定場所	公益財団法人東京都農林水産振興財団立川庁舎 講堂(東京都立川市富士見町3-8-1)
希望申出期間	令和元年5月10日(金)から同年5月17日(金)まで 午前10時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)
希望申出場所	〒190-0013 東京都立川市富士見町3-8-1 公益財団法人東京都農林水産振興財団 管理課
希望申出時の提出書類	(1) 希望票〔様式あり〕(必要事項を記入・押印) (2) 会社概要・実績一覧表〔様式あり〕(必要事項を記入) (3) ○希望申出要件①に該当する場合は、 東京都の「平成31・32年度物品買入れ等競争入札参加資格審査受付票」の写し 及び「平成31・32年度競争入札参加資格審査結果通知書(物品等)」の写し ○希望申出要件②に該当する場合は、 契約実績を証明するものの写し(契約書・請書の写しなど) (1)から(3)までを提出してください。
備考	(1) 指名停止等業者については、東京都に準じて取り扱うものとしします。 (2) 指名業者の選定については、当財団入札参加業者選定基準によるものとしします。 (3) <u>希望票の提出があっても、必ずしも指名されるとは限りません。</u> (4) 指名通知は、指名した方のみに対して入札予定日の5日前までに行う予定です。 (5) 申込書類に不備がある場合、失格になることがあります。 (6) 関係する会社に該当する場合(親会社と子会社の関係にある場合、親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合、役員の兼任等がある場合)には、同一入札に参加することができません。 (7) 入札結果(落札業者名、落札金額等)については後日公表します。予めご了承ください。
入札に関する問い合わせ先	公益財団法人東京都農林水産振興財団 管理課 【担当】 上原 住所 東京都立川市富士見町3-8-1 電話 042-528-0505 FAX 042-522-5397 HPアドレス: <a href="http://www.tokyo-aff.or.jp/">http://www.tokyo-aff.or.jp/</a>
仕様内容に関する問い合わせ先	公益財団法人東京都農林水産振興財団 青梅庁舎 青梅畜産センター 【担当】 平間 住所 東京都青梅市新町6-7-1 電話 0428-31-2171 FAX 0428-31-8474 HPアドレス: <a href="http://www.tokyo-aff.or.jp/">http://www.tokyo-aff.or.jp/</a>

# 仕 様 書

- 1 件 名 2tトラックの購入
- 2 納入場所  
公益財団法人東京都農林水産振興財団 青梅庁舎 青梅畜産センター  
(東京都青梅市新町六丁目7番1号)
- 3 購入物件 2tトラック 1台
- 4 納入期限 令和元年(2019年)年11月29日(金)
- 5 仕様

## (1) 規格・性能等

乗車定員	3名	
エンジン	ディーゼル	
駆動方式	オートマチック車	
車両全長	4,690MM以上	
車両全幅	1,695MM以上	
車両全高	1,955MM以上	
荷台内寸法	長さ	3,115MM以上
	幅	1,615MM以上
	高さ	380MM以上
床面地上高	780MM~820MM	
最大積載量	2,000Kg以下	
車両総重量	5,500Kg未満	

## (2) 追加架装

- ①鳥居部に、鋼板を設置する。ただし、運転席から後方視界が十分に確保できるよう、窓部には鋼板は設置しない。
- ②架台床に、縞鋼板を設置する。
- ③架台の水抜きができるよう、架台の4ヶ所に穴を取り付ける。
- ④架台の左右については、鋼板により遮蔽する。鋼板の高さは、トラックの全高までとする。
- ⑤架台の後部に柵状扉を設置する。扉の高さはトラックの全高までとし、取り外しが可能であり、左右ともに開閉が可能な仕様(扉の四方を取り外しが可能な杭で固定する)とする。後部の標準アオリは取外しておく。
- ⑥架台を均等に5区画に仕切れるよう、柵状間仕切りを4ヶ所設置する。間仕切りは、後部扉と同様に高さがトラックの全高までとし、取り外しが可能で、左右ともに開閉が可能な仕様とする。

⑦バッテリーカットターミナルを運転席内に設置する。

⑧追加架装で設置する扉や鋼板等は全て鋼製（溶融亜鉛メッキ、OP2回塗り）とし、十分な強度を有すること。

※詳細は、担当者と相談の上決定すること。

## 6 支払い方法

納品完了後に提出される納品書に基づき完了検査を行い、合格と認定した後、適法な請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

## 7 その他

(1) 納品を実施する際に、納品日を担当職員に連絡した上で納品すること。なお、納品に当たって自動車登録は不要である。

(2) 作業エリア内では、防疫等の指示を受けた場合は職員の指示に従うこと。

(3) 納品場所までの輸送費は契約額に含めること。

(4) その他、本仕様に疑義が生じた場合又は特に定めのない事項については、その都度、担当者と協議を行うこと。

(5) 環境により良い自動車の利用

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、次の事項を遵守すること。

① 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）第37条に規定する、ディーゼル車規制に適合する自動車とすること。

② 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別処置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。

なお、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

## 8 担 当

〒198-0024 東京都青梅市新町6丁目7番1号

公益財団法人東京都農林水産振興財団 事業課 平間

TEL 0428-31-2171 FAX 0428-31-8474